

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800083 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800004 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成 7 年 2 月から平成 11 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 7 年 2 月から平成 11 年 3 月まで

請求期間①については、平成 3 年 4 月に A 市役所で学生証の提示を求められ、国民年金保険料の免除申請の手続を行った記憶がある。請求期間②については、当時、夫の勤務していた会社の社長より、私の国民年金の未納部分について支払いをしたと告げられた記憶がある。

また、平成 21 年頃に社会保険事務所（当時）で納付期間を確認した際の手続き書類は紛失したが、請求期間①及び②とも未納期間となっていなかったと記憶しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録から、請求者は、平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請を平成 11 年 5 月 20 日に行っていることが確認できる上、当該申請日より前の国民年金被保険者資格の得喪（平成 3 年 1 月 21 日取得、平成 6 年 6 月 1 日喪失及び平成 7 年 2 月 28 日取得）に係る処理は、平成 11 年 5 月 24 日に行われていることが確認できることからすると、請求者は、同年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、平成 3 年 1 月 21 日に遡って被保険者資格を取得したと推認でき、請求期間①は、当初、国民年金の未加入期間であったと考えられる。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を

行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間①当時の免除制度において、保険料の免除が承認される期間は、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までであり、上述の国民年金の加入手続時点において、請求期間①に係る保険料の免除申請が遡って承認されることはない。

加えて、請求者は、平成3年4月にA市役所で学生証の提示を求められ国民年金保険料の免除申請の手続を行った旨を主張しているが、免除申請の前提となる国民年金の加入手続及び請求期間①に係る免除申請手続について具体的な記憶は無い上、日本年金機構及びA市は、請求期間①当時の免除申請に関する資料は保存期間経過のため保管していない旨を回答しており、請求者が請求期間①において免除申請の手続を行ったか否かについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、「当時、夫の勤務していた会社の社長より、国民年金の未納部分について支払いをしたと告げられた記憶がある。」と主張しているところ、請求期間②当時の夫の会社の閉鎖登記簿の謄本において確認できる代表取締役は、請求者を覚えているが、請求者の国民年金保険料を納付していない旨を回答している上、請求者は、保険料の納付に直接関与しておらず、請求期間②当時の保険料納付の状況は不明である。

また、上述のとおり、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは、平成11年5月頃であり、請求者に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間②のうち、平成7年2月から平成9年3月までの期間の保険料は時効により納付できない期間となる。

このほか、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 なお、請求者は、平成21年頃に社会保険事務所で、請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていないことを確認した記憶がある旨を主張しているが、請求者は、当該主張を裏付ける資料を所持しておらず、オンライン記録においても、請求者の納付記録が取り消された形跡はうかがえない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800105 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800005 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（子）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 34 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 4 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 1 月まで

私の母は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月頃から、同じ社宅に住んでいた友人の勧めもあり、国民年金に加入し、当該友人と一緒に A 市役所で毎回、国民年金保険料を納付していたのに、請求期間に係る納付記録が無い。母は昭和 42 年 2 月に厚生年金保険に加入しているが、この間も国民年金保険料を納付していたため、厚生年金保険と重複する期間の保険料は還付されたことがある。厚生年金保険の加入期間中に国民年金に加入するとは考え難く、昭和 42 年 2 月以前から国民年金保険料を納付していたと考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が国民年金の加入手続を行った時期を昭和 36 年 4 月頃と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿並びに A 市が作成した国民年金被保険者名簿及び昭和 42 年度の国民年金加入者名簿から、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、上記被保険者名簿等から、訂正請求記録の対象者は昭和 42 年 8 月 16 日に任意で被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入者は遡って国民年金の被

保険者になり得ないことから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構B年金事務所において国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、訂正請求記録の対象者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る国民年金保険料を一緒に納付していたとする友人は、請求期間に国民年金に加入していない上、当該友人は既に亡くなっていることから、請求期間における訂正請求記録の対象者の保険料納付の状況等について確認することができない。

なお、訂正請求記録の対象者のオンライン記録から、当初、国民年金被保険者の資格取得日は昭和 42 年 8 月 16 日と記録されていたが、訂正請求記録の対象者に昭和 42 年 2 月 1 日から昭和 44 年 10 月 1 日まで厚生年金保険の被保険者記録があることが判明したため、平成 6 年 1 月に、国民年金被保険者の資格取得日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 44 年 10 月 1 日に訂正し、平成 6 年 3 月に、昭和 42 年 8 月から昭和 44 年 9 月までの国民年金保険料を訂正請求記録の対象者に還付していることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800100 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800006 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年*月から昭和 54 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、20 歳になった時、母が実家の A 県 B 町（以下「B 町」という。現在は、A 県 A 町）で行ったか、又は、当時、C 市で商売をしていた叔父の家に間借りしていたので、叔父が同市で行ったと思う。保険料は、母が実家近辺の郵便局で納付していたはずなのに、請求期間に係る納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「母が実家近辺の郵便局で私の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者（昭和 61 年 4 月以降は第 1 号被保険者）記録はなく、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、「私の国民年金の加入手続は、母が B 町で行ったか、又は、叔父が C 市で行った。」と主張しているが、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付するためには、国民年金に初めて加入した被保険者に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、請求者の母親が加入手続を行ったとする B 町及び請求者の叔父が加入手続を行ったとする請求者の住所地であった C 市において、請求期間始期前後の昭和 48 年 1 月から同年 6 月までの期間に国民年金の被保険者資格を取得した者（B 町は 50 名分、C 市は 794 名分）の国民年金手帳記号番号払出簿及び当該者分の手帳記号番号に係るオンライン記録を確認したが、請求者の氏名は無い。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 D 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号

払出簿等を電子データ化したもの)による調査を行っても、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、改製原戸籍の附票から、請求者の請求期間における住所地は、E市及びC市であったことが確認できることから、請求者の母親がB町において国民年金の加入手続を行うことはできない上、請求期間当時に請求者の実家近辺にあった郵便局は、「当時は、現年度の国民年金保険料は納付組織による集金であり、納付書をもって郵便局で納付することはできなかった。納付書による納付が可能になったのは、元号が平成になり随分経過してからである。」と回答していることから、請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付することはできない。

その上、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親及び叔父は既に死亡していることから、請求期間当時の加入手続等について知っているとする請求者の兄に聴取したが、具体的な状況は分からない旨を陳述しており、請求者の請求期間に係る加入手続等の状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800082 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800047 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所を平成 3 年 9 月 30 日に退職し、退職時に同年 9 月分の社会保険料（個人負担分及び事業主負担分の合計額）として、約 7 万円を社会保険事務担当者に渡し、手続を行うように指示をした。また、年金受給の 1 年前に、B 金融機関 C 支店長から、保険料が二重払いになっている旨を言われた。しかし、私の年金記録では、同年 9 月が厚生年金保険の期間となっておらず、資格喪失日は同年 9 月 30 日となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、請求者の退職日を平成 3 年 9 月 29 日と回答しているところ、同事業所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）によると、請求者の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 9 月 30 日であることが確認でき、同事業所が加入するD厚生年金基金（当時）に係る請求者の資格喪失日（平成 3 年 9 月 30 日）及びオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職年月日（平成 3 年 9 月 29 日）とも符合している。

また、A事業所から提出された請求者の平成 3 年分退職所得申告書及び退職金に係る資料には、請求者の退職日は平成 3 年 8 月 31 日と記載されているが、同事業所は、当該記載理由は不明である旨を回答しており、また、請求者の雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、同年 9 月 1 日から同年 9 月 29 日までの期間に係る賃金は支給されていなかったことが確認できるなど、同事業所から提出された資料からは、請求者が請求期間に勤務していたことは確認できない。

さらに、請求者がA事業所に支払ったとする金額は、平成 3 年 9 月分の社会保険料額（個人負担分及び事業主負担分の合計額）とは乖離している上、同事業所は、請求

者の同年9月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか、又は請求者から預かったか否かは不明である旨を陳述しており、請求者も同年9月分の厚生年金保険料を同事業所に支払ったことを確認できる資料等を所持しておらず、請求者が同年9月分の厚生年金保険料を同事業所により給与から控除されていたこと、又は支払ったことを確認することができない。

加えて、請求者は、「年金受給の1年前に、B金融機関C支店長から、保険料が二重払いになっている旨を言われた。」と主張しているが、A事業所から提出された平成3年8月分から同年11月分の保険料納入告知額通知書を検証したところ、同事業所が請求者に係る同年9月分の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）へ納付したとは認められず、また、請求者に係るオンライン記録を見ても、同年9月分の国民年金保険料が還付又は充当された記録は無い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた（請求者が保険料を負担していた）ことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800091 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800048 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社及び D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から昭和 32 年 3 月まで
② 昭和 32 年 4 月から昭和 34 年 11 月まで
③ 昭和 38 年 3 月 1 日から昭和 42 年 9 月 30 日まで

請求期間①においては A 社、請求期間②においては B 社及び請求期間③においては C 社又は D 社に勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構 E 広域事務センターにおいて事業所名簿検索システム（厚生年金保険適用事業所名簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、A 社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、オンライン記録によると、同社の承継事業所である F 社（現在は、G 社）が適用事業所となったのは昭和 33 年 1 月 1 日となっており、請求期間①において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡しており、G 社は、「請求期間①当時の資料は無い。」と回答していることから、請求者の請求期間①における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、F社の新規適用年月日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者に照会したところ、回答のあった者のうち、請求期間①当時、A社において事務担当者であった者は、「当時は厚生年金保険に加入していなかったため、私がF社で加入手続をするまで保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

- 2 請求期間②について、請求者の主張内容並びにH商工会議所から提出された資料及び同商工会議所の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録による事業所名称検索及び日本年金機構E広域事務センターにおいて事業所名簿検索システムによる調査を行っても、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、H商工会議所の商工名鑑（昭和37年版）から確認できるB社の代表者は既に死亡しており、同商工会議所、I県及びH市に照会してもB社に係る資料は残っておらず、請求者の請求期間②における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、請求者は、勤務した当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、請求者の請求期間②における勤務実態等を確認することができない。

- 3 請求期間③について、商業登記簿謄本によると、C社及びD社は合併により、J社に商号変更していることが確認できること、請求者の雇用保険被保険者記録及びJ社の新規適用年月日に同社に係る厚生年金保険被保険者記録を取得し、請求期間③に雇用保険被保険者記録が確認できる同僚の回答から、請求者は、請求期間③のうち、昭和41年6月2日から昭和42年8月28日までC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、日本年金機構E広域事務センターの回答から、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によると、J社が適用事業所となったのは昭和43年5月1日となっており、請求期間③において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、J社は既に適用事業所ではなくなっており、請求期間③当時の事業主も死亡している上、元取締役に照会しても、C社における厚生年金保険の加入の取扱い等について具体的な回答を得られないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、上記同僚に照会しても、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できる具体的な回答を得られない。

- 4 このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間①、②及び③に対応した厚生年金保険

の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと
の事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者
として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認
めることはできない。